

## 会議要旨

### 【開催概要】

会議名称	令和6年度 第5回富田林市子どもの権利に関する条例検討委員会
開催日時	令和7年2月28日（金）19：00～21：00
開催場所	市役所3階 庁議室
出席委員	・岡島委員（委員長）・藤井睦子委員（副委員長）・谷委員・勝井委員・岡本委員（オンライン）・竹原委員・笠松委員・藤井佳江委員・長橋委員・石川委員・小野寺委員・北辻委員 (計12名)
欠席委員	・遠坂委員・高垣委員
事務局	こども未来部：寺元部長 こども政策課：小島次長兼課長、大堀課長代理兼政策係長、廣谷主幹兼給付支援係長、菖蒲副主任、今井副主任 教育指導室：山口参事兼学事係長、椋原参事兼人権教育係長 (株) ジャパンインターナショナル総合研究所：中村容子氏
配布資料	本日の次第 資料1 各種取り組みの実施報告 資料2 令和7年度子どもの権利ワークショップの方向性 資料3 重点議題②③の各種意見のまとめ 資料4-1 重点議題④子どもの権利の施策展開（居場所・関係機関との連携、役割分担） 資料4-2 （参考資料）他市事例 資料5 前回会議の意見について 資料6 重点議題①の決定事項及び各種意見のまとめ 資料7 川西市の視察報告 資料8 条例骨子の作成方法 資料9 令和6年度の実施内容と来年度の会議スケジュール 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（小学校高学年） 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（中高生） 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（市民） 第5回自治体職員向け勉強会のチラシ
会議次第	1. 開会 2. 議事 (1) 子どもの権利条例制定に向けた各種取り組みの報告等について ① アンケート（小学校高学年・中高生・市民） ② 未就学児ヒアリング・声をあげにくい子どもヒアリング ③ 子どもの権利ワークショップ実施について 資料1 「各種取り組みの実施報告」 資料2 「令和7年度子どもの権利ワークショップの方向性」 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（小学校高学年） 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（中高生） 富田林市子どもの権利に関するアンケート調査結果報告書（市民） (2) 前回の重点議題について

	<p>資料3 「重点議題②③の各種意見のまとめ」</p> <p>(3) 重点議題④ 子どもの権利の施策展開（居場所・関係機関との連携・役割分担）</p> <p>資料4-1 「重点議題④子どもの権利の施策展開（居場所・役割分担・関係機関との連携）」</p> <p>資料4-2 「(参考資料) 他市事例」</p> <p>(4) その他</p> <p>①前回会議の意見について 資料5 「前回会議の意見について」</p> <p>②重点議題①について 資料6 「重点議題①の決定事項及び意見のまとめ」</p> <p>③川西市の視察報告 資料7 「川西市の視察報告」</p> <p>④条例骨子の作成方法 資料8 「条例骨子案の作成方法」</p> <p>⑤令和6年度に実施した取組内容のまとめと来年度の会議スケジュール 資料9 「令和6年度に実施した取組内容のまとめと来年度の会議スケジュール」</p> <p>(5) 事務連絡</p> <p>3. 閉会</p>
公開/非公開	公開
傍聴者	2名
その他	なし

### 【議事要旨】

ジャapan総研 委員長	<p>1. 開会 (事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配布資料確認</li> <li>・遠坂委員からのメッセージを代読</li> </ul> <p>2. 議事</p> <p>(1) 子どもの権利条例制定に向けた各種取り組みの報告等について</p> <p>① アンケート（小学校高学年・中高生・市民）</p> <p>●各報告書について結果概要を用いて説明 (説明省略)</p> <p>◇このアンケート調査に関しては、設計段階において、私も随分と助言しました。その立場から少し補足をさせていただきます。</p> <p>まず1つ目のポイントとして、なぜこのようなアンケート調査を行っているかというと、子どもの声をきちんと聞くことが必要だからです。それは、「子ども基本法」、「子どもの権利条約」において、子どもには意見表明権があり、それを社会は保障する必要があるということです。「子ども基本法」では、地方公共団体が行う子ども施策は、子どもの声を聞くことが義務付けられており、市としてきちんと子どもの声の表明権を保障するというのがこのアンケ</p>
-----------------	---

	<p>ートの趣旨になります。また、条例を作るうえでは、国の動向のほかに、富田林市こどもの現状はどういうものなのかということをきちんと理解し、事実に基づいて条例を制定するということも重要であり、アンケートはその立法事実を固めるという位置づけです。今後こども施策を充実させていくだろうと期待をしていますが、EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング）というのがあります。エビデンスにもとづいて施策の効果評価を行う必要があるので、今回のアンケートはそれをベースラインのデータとする大事な位置付けもあります。</p> <p>2つ目のポイントとして、日本財団が行ったこども1万人意識調査や先進自治体で行われた類似調査の質問項目を意識して、比較が一部可能となるようにアンケートの設計をしているということです。</p> <p>3つ目のポイントとして、今回の調査では、こどもたちが子どもの権利の名称、内容を認知しているか、自己肯定感など尋ねました。同時に、子どもの権利を保障する責務のある大人についても合わせてアンケートをしている点です。</p> <p>事務局からの説明について、ご質問などがあればお願ひいたします。</p>
委員	<p>◇回収率も高く、大きな意義のあるものだと思います。各市町村でこども条例などが作られていますが、子どもの意見を聞かずに、1年ぐらいで大人だけで作られているところがあると他市町村の意見交換に参加して思っていました。富田林市ではこどもアンケートやヒアリングも実施しており、その基礎的な部分がかなり反映していると思いました。</p> <p>また、このアンケートで、子どもの権利を知っているという回答が、小学生の方が多かったのは、アンケート前に各学校で子どもの権利を学ぶ取組をされたことが良かったのではないかと思います。以前、小学生サミットに参加させていただきましたが、小学生が子どもの権利に興味深く関心をもって考えており、この取組もアンケート結果に反映されているのではないかと感じました。</p>
委員	<p>◇子どもの意見を聞くことがいかに大事かということは、アンケートから読み取れたと思います。アンケートのポイントを絞りながら読み込む際の資料として、本日モニター画面で説明された資料の配布を希望します。</p>
事務局	<p>◇資料の提供について検討します。</p>
委員	<p>◇アンケートを拝見し、自分も子どもの意見を聞くことの大しさに改めて気づきました。</p> <p>子育て広場に私が遊びに行った時、周りの人に「子どもの権利条例について知っているか」と聞いてみると、「広報に載っているから知っている」と言われることがあります。その人たちからは、「この条例を作ってもすぐに変わらない、今は物価高で困っている」ということを聞き、行政がやっていることと、市民の関心、知りたいことは、少し異なっているのではないかと感じました。施策としてやっていくなら、広報を行い、やることも一本化しないと、市民の不安感や不信感に繋がるのではないかと思いました。</p>
委員長	<p>◇次の案件に進む前に、2点申し上げます。</p> <p>1点目は、現在アンケートは未定稿となっています。完成しましたら、4月</p>

	<p>以降に私や他の委員の研究室などで、このアンケートを読む会のようなものを開催したいと考えています。</p> <p>2点目は、今回の富田林市のアンケート実施における特徴の1つは、市内の学校の皆様のご協力があったということです。これはとても大きなことだと思います。学校でアンケートに答えてくれた多くのこどもたち、そして、その裏側には権利に関する学習をするなど、先生方のご協力があったと認識しています。</p> <p>委員長としても、改めて感謝の意を表したいと思います。</p>
事務局	<p><b>② 未就学児ヒアリング・声をあげにくいこどもヒアリング</b></p> <p>●資料1をもとに説明。</p> <p>(説明省略)</p> <p>◇事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p>
委員長 委員	<p>◇未就学児ヒアリングについて、資料に記載されていた内容を補足させていただきます。</p> <p>こどもたちは、園の先生からの問い合わせに一生懸命答えてくれて、お家の方やきょうだい、友達にされて嫌だったこと言われて嫌だったことなどいろいろな意見が出ました。「そう、嫌だったね」、「そんなこと言われたら嫌だよね」と共感をした後で、その嫌な気持ちにならないためにはどうなったらいいか、どういうふうにしたらいいのかを意見を出していきました。</p> <p>こどもなりにいろんな意見を言ってくれて、大人もこどもも相手のことを思いやったらしいのではないか、そうしたら仲良くできるのではないかなど、大人もこどもも約束を守ってくれたら、みんな仲良く幸せになれると思うというふうに発表している子が何人かいたのが印象的でした。</p> <p>◇こどもも大人も約束を守ってほしい、そうするとみんなハッピーになると、未就学のこどもたちが言っていることは大変勉強になりました。</p> <p>こども基本法の中に、こどもの各発達段階においてこどもの声に耳を傾ける義務があるというふうに書かれており、今回のような取組はこの一環となります。海外では未就学児への様々な形を用いた聞き取りをする取組は、すでに行われており、日本国内でも東京都中野区において行われています。</p>
委員長	<p><b>③ こどもの権利ワークショップ実施について</b></p> <p>●資料2をもとに説明</p> <p>(説明省略)</p> <p>◇事務局の説明について、ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>◇このワークショップの対象者は、全5回のワークショップで毎回20名を参加対象とするという意味でしょうか。</p> <p>前文作成をワークショップで行う自治体が増えており、こどもの思いやメッセージが条例作成に生かせればと思います。</p> <p>また、具体的にワークショップに参加したこどもが「こども委員」として位置付けることを考えられているのでしょうか。</p> <p>そして、先日、東京でチャイルドラインの25周年フォーラムがあり、世田谷</p>

	<p>区長とお話をする機会がありました。世田谷区は、東京 23 区でいち早く「子ども条例」を作っており、制定から 20 年以上経つこともあり、令和 5 年から実際にこども委員のプロジェクトを立ち上げて、こどもの思いを条例に生かすための事業を実施しているそうです。こどもたちを実際にどうやって集めたのかというと、学校からの声かけだけでなく、手を挙げられない子どもの声も聞くために、くじ引き制度を導入したそうです。そのくじ引きに当たって実際に参加するかは、その子が決定する形になり、それがとてもうまくいっているという話を聞きました。富田林市でもいろんな子どもの声を聞けたらいいなと思っているので、そういう手法も有効かと思いました。</p> <p>◇まず 1 つ目の対象者 20 名につきましては、固定メンバーとして毎回参加をしていただく想定をしております。</p> <p>2 つ目に関して、条例前文を作っていくことをテーマとして掲げていますが、次回 4 月の会議でもう少し詳細に内容等を説明させていただき、皆様からご意見いただければと思います。</p> <p>3 つ目に関して、「こども委員」という位置付けかということですが、どういう形がいいかは、これから検討していくことになります。</p> <p>4 つ目のくじ引きの話について、参加に関するいろんな手法があると思いました。2 月 20 日、21 日に全国自治体フォーラムがあり、世田谷区は子どもの権利条例に関する取組を発表していましたが、本市が条例制定をめざしていくうえで参考になる取組をしていると認識しています。</p> <p>◇くじ引きはこどもたち全員にするのでしょうか。</p> <p>◇例えば裁判員制度のような形で、子どもの中から選ばれると思っていただければいいと思います。参加したい子どもは手を挙げると思うが、手を挙げない子どもにもチャンスがあり、実際に参加するかしないかの最終判断は子どもに任せるということです。固定メンバーとのことです、この 20 名で限定せずに、くじ引きという形で、もう少し入れても構わないのではないかと感じています。</p> <p>◇くじ引きについては、個人的にはかなりハードルが高いという印象です。もちろん、趣旨として、手を挙げにくいこどもたちの意見を聞くきっかけをつくるという意味で非常に重要だと思いますが、他の自治体で実施していても、本市でそれが可能かというところもあります。</p> <p>また、資料 2 下部の※印にあるように、こどもには意見を言う権利があり、その場を設けていることを教育関係者や富田林市のこどもに関わる人たちが、自分事として捉えて、こどもたちにきちんと伝えていく機会になってもらいたいです。</p> <p>この委員会を構成する皆様には、自分はどういうことができるかということを考えていただきたいとお願い申し上げます。</p> <p>◇こどもに關係する団体に周知、声かけを考えた時に、例えば、私であれば、大阪府でいじめ予防授業を小学校や中学校で実施しているので、富田林市の学校から声がかかったら、生徒たちに手を挙げてみれば、と声かけをしてもい</p>
事務局	<p>◇まず 1 つ目の対象者 20 名につきましては、固定メンバーとして毎回参加をしていただく想定をしております。</p> <p>2 つ目に関して、条例前文を作っていくことをテーマとして掲げていますが、次回 4 月の会議でもう少し詳細に内容等を説明させていただき、皆様からご意見いただければと思います。</p> <p>3 つ目に関して、「こども委員」という位置付けかということですが、どういう形がいいかは、これから検討していくことになります。</p> <p>4 つ目のくじ引きの話について、参加に関するいろんな手法があると思いました。2 月 20 日、21 日に全国自治体フォーラムがあり、世田谷区は子どもの権利条例に関する取組を発表していましたが、本市が条例制定をめざしていくうえで参考になる取組をしていると認識しています。</p> <p>◇くじ引きはこどもたち全員にするのでしょうか。</p> <p>◇例えば裁判員制度のような形で、子どもの中から選ばれると思っていただければいいと思います。参加したい子どもは手を挙げると思うが、手を挙げない子どもにもチャンスがあり、実際に参加するかしないかの最終判断は子どもに任せるということです。固定メンバーとのことです、この 20 名で限定せずに、くじ引きという形で、もう少し入れても構わないのではないかと感じています。</p>
委員長 委員	<p>◇くじ引きについては、個人的にはかなりハードルが高いという印象です。もちろん、趣旨として、手を挙げにくいこどもたちの意見を聞くきっかけをつくるという意味で非常に重要だと思いますが、他の自治体で実施していても、本市でそれが可能かというところもあります。</p> <p>また、資料 2 下部の※印にあるように、こどもには意見を言う権利があり、その場を設けていることを教育関係者や富田林市のこどもに関わる人たちが、自分事として捉えて、こどもたちにきちんと伝えていく機会になってもらいたいです。</p> <p>この委員会を構成する皆様には、自分はどういうことができるかということを考えていただきたいとお願い申し上げます。</p>
委員長 委員	<p>◇こどもに關係する団体に周知、声かけを考えた時に、例えば、私であれば、大阪府でいじめ予防授業を小学校や中学校で実施しているので、富田林市の学校から声がかかったら、生徒たちに手を挙げてみれば、と声かけをしてもい</p>

	<p>いのではないかと思っています。それを考えると、7月下旬がワークショップ実施日なのに、この参加募集期間が7月上旬から下旬ではあまりに遅すぎます。声かけをするなら、もう少し早い時期に、具体的に子どもに伝えられる段階で実施した方がいいと思います。募集期間は早めにしていただけだと、何かご協力ができるかなと思っております。</p>
委員長	<p>◇ぜひ、事務局は今のようなご意見を踏まえて募集プロセスもデザインしてください。</p>
事務局	<p>◇検討させていただきます。1点補足させてください。</p> <p>ワークショップについて、当初の目的としまして今年度のワークショップに参加した子どもに来年度も参加していただきたいと考えていたので、まずは今年度参加した子どもたちに声をかけさせていただきながら条例を作っていきます。</p>
	<p><b>(2) 前回の重点議題について</b></p>
事務局	<p>●資料3をもとに説明 (説明省略)</p>
委員長	<p>◇事務局の説明について、ご意見をいただきたいのですが、重点課題②については次回会議での検討になりますので、重点課題③のみお願ひします。</p>
委員	<p>◇今回、この会議での意見を踏まえていただきて、小学生サミット、生徒会サミットだけではなくて、意見表明のさまざまな場を作っていただいたことはありがたいと思っています。前にも発言しましたが、この「機会」に校区交流会議も想定していただきたいです。</p> <p>最近、地域福祉計画委員会が開催されました。福祉計画の最上位計画である福祉計画を策定して、進捗をチェックする場になります。今の福祉計画の大きな目玉の1つが校区交流会議になり、全ての校区に設置されていて、その校区の中でどのような地域をつくっていくのかという議論をしています。私はその委員会の中で、ここでの議論を踏まえて、校区交流会議の中に子どもの意見を反映させていくことが今後の地域の計画を考えるうえで非常に重要な提議だということで、今後検討していくというようなことも言われたので、この校区交流会議の中でも、子どもが参加する機会を設けるように想定をしていただきたいと思いました。</p>
委員	<p>◇子どもの思いを受け止めているはずなのに「努めるものとする」と表記しているものが多く気がかりです。子どもと一緒に条例を作っていくということで、子どもの生きやすい社会をつくることや子どもの権利を守ることに対しての、私たち大人の本気度というものが問われると思います。そのため、「努めるものとする」というような曖昧な書き方は、できるだけ避けていただきたいと思います。そういう意味では、本当に子どもの意見を尊重する仕組みというのを、子どもと一緒に考えていかなければなりません。それには子どもの参画が何よりも重要なので、意見を表明したり参加したりする機会を確保するという部分はとても大事だと思います。</p> <p>例えば、参加・意見表明の事務局案の(2)「子どもが主体的に活動できるよ</p>

	<p>う支援に努めるものとする。」は、「支援を受ける権利を保障する」、「子どもの権利を実現する」というような文言にできればしていきたいです。</p> <p>子どもの声を受け止める仕組みや、子どもの意見に対して大人が保障や約束してくれるような条例をぜひ実現していきたいと思いました。</p>
委員長	<p>◇（2）は子どもが主体的にやっていくことなので、「努めるものとする」にしなくともいいのではないかと思いました。</p>
委員	<p>◇私も「努める」が多いのが気になりました。（1）は市がすべきことなので「確保する」という明確な文章になっていますが、（2）は子どもに関係する団体と市民を入れている関係で、「努める」しかできないと思います。ただ、団体や市民については「努める」でもいいと思いますが、「支援する責務を有する」など、もう少し支援について踏み込んだ書きぶりもあると思いますし、その下の周知啓発の（1）のところも「普及啓発する責務を有する」や、「普及啓発するものとする」と書いてもいいのかと思っています。</p>
副委員長	<p>◇参加・意見表明の事務局案の（2）に「団体及び市民等、子どもは主体的に活動できるよう支援に努める」とありますが、何の主体的な活動かというところで、議論の中でちぐはぐになっているのではないかと思います。</p> <p>（1）は「参加する機会を確保する」という強い意向になっていますが、（2）は確保するための支援ということです。そこをもう少し、参加機会を確保する支援なのか、子どもが幅広い活動に参加できるような支援のことを言っているのかを整理をして、市の責務と市民団体の責務を分けて書けば、今のご意見が一致するのではと思いました。</p> <p>先ほど委員からお話があった「子どもの権利条例」だけでなく、他にもたくさん子どもに関する意図があるのではないかという話に関して、事業で子ども支援をするだけでは駄目で、やはり権利の保障もきちんとして、両輪で子どもを守っていくということをやっていき、この委員会でも確認をすればいいかと思いました。</p>
委員長	<p>◇今は（2）が主に議論の対象となっているのですが、（1）の「参加する機会」というところに、私は抵抗感があります。</p> <p>子どもの権利条例の中で大事なポイントとしては、子ども施策の検証、評価のプロセスに子どもがちゃんと当事者として参加するということが非常に重要になります。子ども会議というような機会をきちんと市として設けるのかということが気になっていますので、（1）のところには、なぜ子どもの参加が必要なのかを踏まえて書き込んでいただきたいと思います。</p>
委員	<p>◇今、検証することが必要と言われたので、子どもモニター制度のようなものを作れたらと考えます。そうした文言や文章を作つていただいたらと思いました。</p>
	<p><b>（3）重点議題④ 子どもの権利の施策展開（居場所・関係機関との連携・役割分担）</b></p>
事務局	<p>●資料4－1、4－2をもとに説明。 (説明省略)</p>
委員長	<p>◇ワークショップについては時間の関係上、席は移動せず、その場で書き込んでいただく形で実施させていただきます。</p>

	<p>富田林市においてどのような居場所をこどもたちに提供することが求められているのかと問われたら浮かぶ言葉をまず書いていただき、それを条文を作るときのキーワードとして使わせていただきたいと思います。</p> <p>お隣の方と意見交換していただければと思います。</p>
	<p>(ワークショップ実施 30分間)</p>
委員長	<p>◇居場所に関してはたくさん意見が出たと思いますが、役割分担についてまでは時間的になかなか難しいので、事務局には申し訳ありませんが、こちらにに関してはまた改めて実施させてください。</p> <p>似たカードを集めしていくと、委員の皆様がどういうことにこだわって居場所について考えているかは見えてくると思います。多く出ているのは、「安心・安全」、「ありのままで」、「否定されない」という意見です。</p> <p>居場所をつくっていくために市やその他がすべきことについては、「予算」、「ハード面」、「多様な人と会えるようなそういう仕掛け」、「学校や家以外の地域の人と交流できるような仕掛けが欲しい」など多様な意見が出ています。いただいたご意見は整理をさせていただき、次の委員会で皆様にお返事をさせていただきたいと思います。</p> <p>事務局には、委員の方々のキーワードを整理し、条例の文章の中に落とし込むという意図がありますので、次回、ご協力をいただきたいと思います。</p>
事務局	<p><b>(4) その他</b></p> <p>①前回会議の意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料5をもとに説明。 (説明省略)</li> </ul>
事務局	<p>②重点議題①について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料6をもとに説明。 (説明省略)</li> </ul>
事務局	<p>③川西市の視察報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料7をもとに説明。 (説明省略)</li> </ul>
事務局	<p>④条例骨子の作成方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料8をもとに説明。 (説明省略)</li> </ul>
事務局	<p>⑤令和6年度に実施した取組内容のまとめと来年度の会議スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●資料9をもとに説明。 (説明省略)</li> </ul>
委員長	<p>◇今のご説明に関して、ご質問、ご意見あればお願いします。</p>

委員	◇会議スケジュールについてです。先ほどの校区交流会議との関係で、年に何回か全校区交流会議を実施しており、全ての校区交流会議のメンバーが集まって発表などをします。地域づくりに子どもの意見は非常に重要となるので、そこに研修のような場を設けていただければありがたいと思います。
委員	◇資料 6 の「子どもの権利条例の理念」について、安心と安全は意味が違うので、安心と安全を同時に表示するには違和感があります。
委員長	◇委員はオンラインによる参加につき、どのように違うのかを含めて、また改めてお話をいただきたいと思います。 最後に私からご挨拶をさせていただきて、事務局に戻します。 中高生のアンケート調査結果報告書の 28 ページに「困った時に相談できる相手はいますか」の質問に対して回答数は 3,000 人くらいあり、そのうち、「自分は不幸だ」、「とても不幸だ」と思っている子どもが 150 人くらいいます。この 150 人くらいの子どもの中で、誰も相談できる人がいないと答えている子どもは 50 人ほど、大体 3 人に 1 人います。 何もなくとも波が立つのが思春期です。その時に誰も相談できる人がいないのは非常に辛い状況だろうと想像をしています。 子どもの声を聞くとか、思っていることを言っていいよと大人が言うのですが、やはり相談相手がいない人がいます。私たち大人社会としては、多様なチャネルを用意して、しっかりと聞いていく仕組みをつくることがとても大事だと思っています。次回は、このような相談救済機関についても 1 つ柱を立てて議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 それでは、本日の議事は全て終了となります。
(5) 事務連絡	
事務局	●次回の会議予定につきましてご説明させていただきます。 次回の会議は、4月 25 日（金）18 時 30 分を予定しております。これまでの開始時間から 30 分早くなりますので、お間違いないようにお願いします。内容としましては、相談救済機関の検討などについて会議を開催させていただく予定です。難しい場合はオンライン参加も可能です。会場の準備がございますので、早めに事務局までご連絡をください。 最後に、本日配布しましたチラシについて、3月 7 日に公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが主催する第 5 回自治体職員向け勉強会に本市職員が登壇し、講演を行います。申し込みの締め切り日は 3 月 3 日までとなつております、オンライン参加も可能ですので、ご都合がよろしければぜひご参加ください。 また、当日は東京都武蔵野市が令和 6 年 10 月に子どもの権利擁護センターを設置していますので、そちらへ視察に伺います。視察で得た知識も踏まえ、相談救済機関の設置等研究してまいります。
3. 閉会	以上